

植民地憲法「甘んじていいのか」

太平洋戦争を教訓として憲法改正を制す

清原淳平 (自主憲法期成議員同盟 事務局長)

今回の「湾岸戦争」は我が国が平和国家としてどう生きるのかが厳しく問われている戦後最大の試練である。この機会に現行憲法の改正を検討すべきだ。

空想的平和主義に浸っている日本

一九九〇年(平成二年)八月二日のイラクによるクウェート侵攻以後のいわゆる湾岸戦争をめぐって、日本国内での政府・国会・報道の論調は、すべて、日本には第九条(戦争放棄規定)に代表される平和憲法があるから、お金はともかく血も汗も流すわけにはゆかない、自衛隊を海

外に出すことはできない、という論拠を前提に置いており、これに拘束されていた。

その結果、国会論議もまさに小田原評定(豊臣秀吉が北条を攻めたとき、北条方が小田原城に籠城して、延々と会議を重ねて時を費やし、ついに和解の潮時を失い、北条家の滅亡を招いた事例)にも似て、長い論議を重ねたあげく、秋の臨時国会では「国連平和協力法案」は通らず、四〇億ドルの提供に続く、九〇億ドルの協力金も湾岸戦争が終結してからやっと国会を



いまこそ憲法論議が必要だ

通るありさまで、いわば「証文の出し遅れ」であり、したがって、百三十億ドルもの大金を出す始末になりながら、現実には何らの貢献も出来ず、戦後復興の分け前にも預かれず、米ソ和解・湾岸戦争後の国際新秩序の中で、日本はほとんど発言権も得られないだろうという、哀れな姿を晒してしまった。

これは、国際社会の論理と日本国内の論理との大きな乖離であり、この食い違いに早く気づき、これを急いで改めないと、日本はあなどられ、遠からずして国際社会の孤児となるであろう。日本人はまだ空想的平和主義に浸っているが、国際社会の戦略・戦術はそんなに甘いものではない。

こうした、日本と国際社会との乖離・矛盾を早く是正するためには、日本国民はここで、この本質に立ち帰って考え直す必要がある。

貢献できない原因は「植民地憲法」にある

日本が、国際社会の危機に対して、こうした消極的な国際協力しか出来ないことの根本原因は、敗戦後の占領下マッカーサー総司令部から

押しつけられた現行憲法にあることは言うまでもない。

特に憲法第九条は「……武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」とあり、これは、戦前、長年アメリカの植民地フィリピンを統治したマッカーサーとしては、植民地に憲法は認めても、軍事権と外交権は本国アメリカに留保したアメリカ流植民地政策を踏襲して、この規定を日本国憲法に置かせたものと推定される。(学者によれば、こうして軍事権と外交権を制約した憲法を「半独

立国憲法」とよぶ)

したがって、日本は、昭和二十七年、平和条約によって独立を認められた後、こうした植民地憲法を改正して、真の独立国に相応しい憲法を作るべきであった。しかし、マッカーサーは同時に、第九十六条の改正手続条項で、「衆参各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、発議する」という、世界の憲法の中でも最も改正のむずかしい規定を置いていた。意見の分かれる民主主義の世界の中で、衆議院で三分の二以上で、参議院で三分の二以上を取ることが極めてむづかしいところである。

それでも、野党が、上述のような

独立国と半独立国の相違を理解して改憲に賛成すればよかったが、悲しいかな日本の場合には、そうした理解に到達せず、感情的・禁欲的平和主義が横行して、ついに改憲の機会が得られぬまま今日まで来てしまったのである。

ただし、戦後の日本国民は、敢しい敗戦の痛手を体験し、また原爆の悲惨さも経験し、また戦時中の苦い体験や他国へ迷惑をかけたという反省もあって、無条件の平和を求める気持が強く、現行日本国憲法が独立国憲法の体裁をなしていないという理論面よりも、ただ戦争を避けたい、平和でありたいという感情が優先し、またその後、幸い極東情勢が安定していたこともあって、社会党がいう、「非武装中立」が可能であるかのような幻想を抱き、また野党の「憲法改正―九条改正―徴兵制―軍国主義復活―戦争」という誤ったワンパターン宣伝もあって、国民は憲法を改正して独立国の体裁を整えることよりも、欠陥があっても現状に甘んじる途を選ぶにいたった。

戦後、西ドイツが三十五回、スイス五十三回など世界各国が法治主義の原理に基づき頻りに憲法を改正しているのに対し、憲法と現実とのギャップが露呈しているにもかかわらず



湾岸戦争で日本は世界の孤児となった

ず、戦後一度も憲法を改正しない日本は、余りにも感情的・禁欲的平和主義に偏りすぎてきたと言わざるを得ない。

自縛自縛に陥った 日本政府

歴代の保守政権は、憲法に、前述のような「武力行使の永久放棄、陸海空軍の不保持、交戦権の否認」とあっても、それを額面どおり受け入れられることは、「みずからの国はみずから守る」という独立国の要件を満たさなくなるので、政府は(当面、憲法を改正できない以上)やむなく、解釈によって、独立国の要件である自衛権・自衛力を認め、陸海空軍とは言わず(当初は、警察予備隊、保安隊、のちに)「陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊」といって、軍隊に相当するものを設置し、ともかく独立国の体裁を辛うじて保って来たわけである。

また遡って、政府は、戦後の米ソ二大国の冷戦・核対立の国際情勢から、いわゆる日米安全保障条約を締結し、アメリカの核の傘に入って自衛国を守ろうとしたわけだが、特に、岸内閣時の条約改訂に際し、当時大

きな反対の音が渦巻いたものの、これも、いまになってみれば正しい選択であった、と評価されるにいたっている。

ただし、昭和三十五年の日米安保条約改訂後も、日本では、今日にいたるまで、国会や論壇において、日本の他国への軍事的貢献度をめぐって激しい議論が戦わされてきた。その経過の詳細は本論の目的ではないので割愛するが、要は、日本国憲法第九条の解釈に鑑みて、日本の自衛隊は、アメリカ軍または国連軍ないし多国軍の作戦に、協力できるのか、出来ないのか、海外派兵はできるのかどうか、をめぐる所謂、集団的自衛権を行使できるのか、それとも個別的自衛権にとどまるのか、という形の論議であった。

この問題に対しては、野党も折りにふれ実に執拗に論議を蒸し返し、結果的には、政府・与党が押し切られた形で、その国会答弁や記者会見において、集団的自衛権を否認し、いかなる理由があろうとも海外派兵も認められない、といった見解を表明せざるをえない羽目に陥った。これは、もし、日本が侵略された場合、日米安保条約によって、米軍に救援を求められるのは当然として、逆に、同盟国アメリカが戦争に

巻き込まれた場合、日本はほとんどこれを支援することもできないというものであり、そのような不平等なことであれば、アメリカのために血を流そうとしない日本のために、アメリカが果たして日本救援のため本気で血を流しに来るであろうか、という疑問が言われるようになり、日米安保条約の実効性が取り沙汰されるにいたった。

また、日本の中にも、かつて江戸幕府が結んだ不平等条約を、明治政府があれだけ苦労して改訂に持ち込んだ涙ぐましい努力と比較して、現代の日本人の気概のなさを慨嘆する声も上がった。

集団的自衛権問題、危機管理問題の見直しを

以上のように、今回のイラク情勢は、過去の個別的自衛権・集団的自衛権論議の延長線上にあり、ベトナム戦争当時のように日本の国力がそれほどでもなかったころと違い、いま世界の先進国と謳われ経済大国となつて「世界に貢献する日本」と胸を張っているとき、この中東紛争が起き、国際社会が協力して、武力でクウェートを占領したイラクをば命

を張って制裁しようというのに、日本が直接的な制裁措置も取らないで、日本という国の国際強調性のなさが問われてもやむをえないところである。また、国内で論議されてきた個別的自衛権・集団的自衛権論争も、果たして世界の常識の中で通用するものなのかどうか、問われてこよう。

また、この集団的自衛権問題と同様、国家危機管理の問題も、いままではアメリカの庇護のもと、経済活動に専念して来れたが、アメリカの経済力・国力がかなり低下してきて、国際社会が多極化する傾向にあるいま、はたして今までのような考えでよいのか、世界的変動期にあつて、日本は根本から見直す時期にあるのではないかと。たとえ、今回のイラク情勢では糊塗できたとしても、いずれ似たような事件が起こる可能性が高く、そのためにも、日本政府は早急に、集団的自衛権問題、危機管理問題を見直すべきである。

であり、しかも、その自衛権・自衛力は世界の通説からして、個別的自衛権・集団的自衛権といった区別はないのであるから、日本政府だけが、野党の言い分に従って、この両者の区別を認め、集団的自衛権は許されないというもおかしな話で、こうした論理が世界に通用するか否か、日本政府はいまこそ再検討すべきである。

危機管理の問題も、現行憲法には、他の国の憲法にはある「国家の緊急事態に対処する規定」がない。これは、マッカーサーがいまの憲法を作ったとき、占領下では、日本の緊急時にはアメリカが乗り込むから、憲法にそうした緊急対処規定は必要がない、と考えたものと思われ、その点でも、日本国憲法は「植民地憲法」と言われてもやむを得ない体裁であるので、ここはやはり独立国にふさわしい、緊急対処規定を設けるべきである。

感情的・禁欲的平和主義から合理的・積極的平和主義へ転換せよ

本来、日本政府は、野党につられて、個別的自衛権・集団的自衛権論争といった迷路に踏み込まずに、も

っと簡単に解決すべき方法はあった。それは、憲法上古くから、条約の効力が上か、憲法の効力が上かという、いわゆる条約優位説・憲法優位説の争いがあるが、現実には、国際条約は自国で批准する(ひじゅん)全権委員などが調印した条約を、国内法で定められた機関が、その効力の発効を確認する手続き。わが国では、国会の承認を得て、内閣が決定し、天皇の認証を得る方法をとる)ことになるので、それほど争いになることはない。

したがって、日本も、国際秩序を維持し世界平和に貢献する趣旨を有する国連に加盟し、それを国会も承認しているのであるから、日本政府は、国連への協力義務があり、仮に憲法第九条の解釈がどうあろうとも、独立国として国連へ加入した以上、国連への協力義務として、この問題に対処することもできたはずである。

また、それにつけても、日本人は、いまこそ「平和主義」に対する認識を改めるべきである。平和主義はもとより大切なことであり、日本国民として堅持すべきであるが、その認識の内容が問題である。これまでの日本人は、前述したように、戦争の悲惨な体験もあって、その平和

主義は、日の丸・君が代はじめ戦時中を思いだすものは一切ダメ、戦争につながるものは一切忌避する、といった感情的・禁欲的な平和主義に走り、それはとかく、自分だけが平和なら良い、自分の国だけが平和なら、他国の戦乱はそれほど気に留めない、といったいわば消極的平和主義といえる傾向があった。

しかし、日本も、昔と違い、経済大国となり、先進国の重要な一員として、それこそ「世界に貢献する日本」となった以上、国際社会にそれだけの責任があり、これまでのような「感情的・禁欲的・閉鎖的な平和主義」ではなく、いわば「合理的・意欲的・世界観的な平和主義」へと転換する必要がある、そうした積極的平和主義へと意識革命を行なうことを、ここに提唱する次第である。

ともかく、上述したように、政府は、また日本国民も、このイラク情勢を機会に、国際情勢がこれまでと大きく変わってきたことでもあり、問題を糊塗せず、日本の将来のためにも、安全保障の中でも個別的自衛権・集団的自衛権の問題、国家危機管理の問題、国連協力のあり方、平和主義のあり方などを、根本から検討しなおすべきであり、それには、ソ連・東欧でさえ憲法を改めて民心

を一新し、新しい時代に対応しているときでもあり、日本もこの際、「憲法を改めて、時代を刷新する」べきである。

それには、国民への啓蒙期間が必要であり、すぐには無理だというならば、過ちを改めるに憚ることなかれで、以上の諸点について、国際社会に対応できるよう、これまでの政府見解を思い切って改めるべきである。また、野党も、今までの行き掛かりを捨て、世界の常識に通用するような現実的政策にいまこそ立ち帰るべきである。

日本を衰亡へ導く
「東京裁判史観」
一方的な復讐裁判を許せるか
菊池謙治著
全貌社 定価1500円